

不利益処分の処分基準 個票

部課等名 教育推進部青少年課

番号 1

不利益処分の内容		使用承認の取り消し等
根拠法令及び条項		茅ヶ崎市青少年会館条例第7条 茅ヶ崎市青少年会館条例施行規則第7条
処 分 基 準	関係条項	なし
	基準 (未設定の場合は その理由)	<p>茅ヶ崎市青少年会館条例第7条のうち第1号の基準は、茅ヶ崎市青少年会館条例第5条第2項各号を準用するものであり、このうち第1号及び第5号について茅ヶ崎市青少年会館管理運営基準第6条において次のとおり設定しています。</p> <p>(1) 「営利を目的として利用するとき」とは、次のような行為をいう。</p> <p>ア 私塾的な行為（講師等が代表を兼ね、実質的に会の運営を行い、月謝等を徴収している活動）</p> <p>イ 営業の利害に関する行為</p> <p>(2) 「管理上支障があると認められるとき」とは、次のような行為をいう。</p> <p>ア 政治活動又は特定の政党の利害に関する活動のおそれがあると認められる行為</p> <p>イ 宗教活動又は特定の宗教の利害に関する活動のおそれがあると認められる行為</p> <p>ウ 飲酒を伴う活動をするおそれがあると認められる行為</p> <p>エ 危険物等を取り扱う活動をするおそれがあると認められる行為</p> <p>その他の号の基準は、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であることから設定していません。</p>
	参考事項	なし
	設定等年月日	平成26年3月26日設定